

## 引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和4年度当初予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 62,199百万円

### 1. 社会保障施策の充実(44,652百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子・子ども育て	子ども・子育て支援給付費	35,962	0	0	24,461	11,501
	地域子ども・子育て支援事業費	5,620	0	3	4,024	1,593
	児童保護措置費	5,059	2,488	15	164	2,392
高の無償化	県設立公立大学法人授業料等減免事業費	148	0	0	148	0
	私立専門学校授業料等減免事業費	3,315	1,657	0	1,658	0
医療・介護	後期高齢者医療負担金	77,663	0	0	926	76,737
	国民健康保険助成費	48,345	0	0	3,808	44,537
	難病等対策費	4,795	2,373	0	2,348	74
	地域医療総合確保事業費	4,737	3,120	57	1,560	0
	介護給付費負担金	61,465	0	0	3,720	57,745
	介護保険地域支援事業交付金	4,202	0	0	460	3,742
	地域介護総合確保事業費	4,046	2,697	0	1,349	0
	診療報酬の充実	21,077	5,180	7	26	15,864
合計	276,434	17,515	82	44,652	214,185	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

### 2. 社会保障施策の充実以外の使途(17,547百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。